

## スタートアップ企業積極型專利審査試行作業方案 Q&A

1. スタートアップ企業積極型專利審査（以下「スタートアップ積極審査」と称する）とは何か。

回答：

本局が提供するスタートアップ積極審査は、主にスタートアップ企業の專利出願を奨励し、革新力を有するスタートアップ企業が專利取得の可能性を迅速に確認し、專利権を獲得できるようにするためのものである。主な特色は、優先審査と本局による自発的積極型面接の実施にあり、現場で詳細に拒絶理由を告知し、個別案件状況に応じて補正をアドバイスすることで、審査過程の短縮を図る。この制度が申請人に活用され、スタートアップ産業の発展に役立つことを望む。

2. スタートアップ積極審査には申請費用の納付は必要か。

回答：

スタートアップ企業による申請を奨励するため、スタートアップ企業の創業初期の資金が比較的少ない点を考慮して、本方案を申請する場合、申請費用を納付する必要はないものとする。また、本方案において実施する積極型面接は審査官が職権により通知し智慧局で面接するものであるため、面接申請費用の納付も必要ない。

3. 特許出願人でない者は、出願案件についてスタートアップ積極審査を申請できるのか。

回答：

申請できない。適格なスタートアップ企業の特許出願人であって初めてスタートアップ積極審査を申請することができる。

4. スタートアップ積極審査を申請できる時期はいつか。

回答：

出願人が智慧局からまもなく実体審査に入る旨の通知を受けてから最初の審査意見通知を受け取る前まででなければならない。

5. 特許出願の実体審査請求と同時にスタートアップ積極審査を申請することはできるのか。

回答：

申請できない。出願人が特許出願の実体審査を請求した後、本局が関連する

手続の作業を完成させて初めて、当該出願案件の実体審査に入る。出願人は、智慧局からまもなく実体審査に入る旨の通知を受けて初めて、スタートアップ積極審査を申請することができる。

6. 第一類の台湾企業が本方案を申請する場合、企業設立日の証明書類を添付する必要はあるのか。

回答：

証明書類の添付は必要ない。本局は商工登記公示資料照会サービスサイトで確認することができる。

7. 第一類の外国企業には本方案は適用されるのか。適用される場合、企業設立日の証明書類を送付する必要はあるのか。

回答：

第一類の外国企業は、当該外国企業の本国法に基づき設立され8年未満の事業者には本方案が適用される。前述した8年未満の計算は台湾企業と同じであるが、企業設立日の証明書類を中国語の翻訳付きで提出しなければならない。上記証明書類が正本でない場合、誓約書を提出しなければならない。

8. 第一類の企業の設立から8年未満はどのように計算するのか。

回答：

企業の会社設立日から本方案の申請日までを計算する。

9. 紙書類の申請書でスタートアップ積極審査を申請できるのか。

回答：

できない。電子化政府の政策に合わせ、公文書通知時間を節約するため、本局はすでに完備された電子出願環境を構築している。よって、本方案は電子出願の場合にのみ適用される。電子出願を使用していない場合、智慧局のe網通ウェブサイト→支援→電子出願の仕方を参照のこと。

10. 規定に適合した申請でさえあれば、スタートアップ積極審査を受けられるのか。

回答：

本方案は試行段階であることから、本局が第一類及び第二類企業から毎月受理できる本方案の申請件数の上限を各6件とし、電子出願システム(E-SET)が毎月1日から申請件数の計算をスタートする。受理件数が定数に達したとき、電子出願システム(E-SET)上に、すでに受理件数の上限に達したため

出願人は次の月に申請するようとの旨を表示する。

**1 1. 出願がスタートアップ積極審査に入った場合、通知されるのか。申請案は積極型面接を経ずに特許付与される可能性はあるのか。**

回答：

申請人からの本方案の申請が受理された後、審査されて規定に適合するとされた場合、本局は自発的に申請から 1 か月以内に申請人へ面接資料を提供するが、実際の時間は申請案件の属する技術分野による。申請案件が審査され拒絶理由がない場合、積極型面接の実施は無益であるため、直接、登録査定書及び検索報告が発行される。面接資料の拒絶理由が形式的瑕疵又は軽微なミスのみである場合、本局は電話による意思疎通を積極型面接の代わりとすることができる。

**1 2. 面接資料とは何か。**

回答：

面接資料とは新規性、進歩性の検索報告及びその他の拒絶理由についての意見説明が含まれるものである。申請人が積極型面接に参加する際、面接資料の内容に基づいて応答説明及び補正の方向性を提出することができるため、双方が面接時に有効に共通認識を得るのに役立つ。

**1 3. 面接資料を受け取った後、どのくらいで積極型面接が実施されるのか。**

回答：

原則として申請人が面接資料を受け取ってから 1 か月以内に積極型面接を実施するが、申請人が 1 か月以内に実施できない場合、本局は、申請案件が一般の特許出願として処理される旨を通知する。

**1 4. 申請人は最初の積極型面接を受けた後、再度積極型面接の実施を要求することはできるのか。**

回答：

面接は 1 回を原則とし、審査委員が必要と認めた場合には、例外的に再度積極型面接の実施を通知する。

**1 5. 本方案の積極型面接と一般の面接の違いは何か。**

回答：

本局は、本方案に基づいて積極型面接を実施する前に申請人にあらかじめ面接資料を送付し、積極型面接時には、一般の面接とは異なり審査官が個別案

件の状況に応じて補正のアドバイスを行って、専利ポートフォリオ展開を加速化できる。申請人が積極型面接の後、自身の商業的考慮又は専利ポートフォリオに基づき、審査官の意見に従った補正を行わない場合、本局は一般審査手続に従い審査意見通知書をもって通知するが、申請人の権益を損なうものではない。注意すべきは、審査官が提供した補正アドバイスは申請人の求める専利範囲に合致しない可能性があり、申請人は自身の権益を保護するため自ら判断しなければならないという点である。また、案件の状況により審査官が補正のアドバイスを提供することができない場合、専利出願がまだ公開されていないときは、申請人は専利出願を取り下げて発明の内容を営業秘密保護にすることも可能である。

**1 6. 先に個人で専利出願した後、スタートアップ企業を設立した場合、本方案は適用されるのか？**

回答：

本方案は、本方案申請時の出願人の少なくとも1者がスタートアップ企業であるものを対象としているので、個人が専利出願をした後に専利を出願する権利をスタートアップ企業に譲渡した場合は、当該スタートアップ企業に本方案を適用することができる。

**1 7. 現在すでに出願済みの専利出願が譲渡され、被譲渡人が本方案の三つの類型の一つに該当する場合、本方案は適用されるのか？**

回答：

専利出願に本方案を適用できるかの判断は、スタートアップ企業積極型専利審査方案の申請時に、出願人が三つの類型の企業の一つに該当していなければならないことである。ご質問の状況からみて、該被譲渡人には本方案が適用される。

**1 8. スタートアップ企業積極型専利審査方案の適用対象は産業により限定されるか？**

回答：

本方案はスタートアップ産業の申請を奨励するためのもので、その適用対象が産業類別によって制限されるものではない。

**1 9. スタートアップ企業積極型専利審査方案において、積極型面接を実施した後、申請人が審査官のアドバイスに基づき補正を行う場合、審査官は再度検索を行うのか？**

回答：

審査官は積極型面接を行う際、拒絶理由を克服する補正のアドバイスをできる限り提供するが、申請人がアドバイスに基づき補正した後に再度検索を行うかどうかは、他に拒絶理由が新たに発見されたかどうかによる。例えば、第三者が先行技術を提供し、本局が改めて検索の必要があると認めた場合、再度検索を行い、積極型面接を実施する。他に新しい拒絶理由が見つからない場合は、速やかに登録査定となる。

**20. 申請人は面接資料を受け取った後、積極型面接の前に補正を提出することはできるのか。**

回答：

できる。ただし、審査官が当該補正について十分に審査し面接時に回答する準備ができるよう、積極型面接の3日前までには補正を提出すること。

**21. 方案の「本局は申請されてから1か月以内に自発的に申請人へ面接資料を提供するが、案件がより複雑な場合はこの限りではない」という点について、「案件がより複雑な場合」とはどのようなことを指すのか。**

回答：

本方案でいうより複雑な案件とは、例えば、専利請求の範囲のクレーム数が40以上の場合であるが、この例に限るものではない。

**22. 本方案で「第一類又は第二類企業が同一年度内に申請できる件数の上限は5件」と規定されているが、申請案件の申請人が複数の場合、どのように計算するのか。**

回答：

本方案により多くの第一類、第二類企業が参加できるよう、また、方案の効果・利益がより広く行きわたるよう、専利出願の出願人に複数の第一類又は第二類企業が含まれる場合、各企業の申請件数をそれぞれ1件として計算する。

**23. 本方案が適用される特許出願の審査結果が得られるまでの期間はどの程度か。**

回答：

特許出願が本方案の審査措置により処理された場合、4か月以内に審査結果を受け取ることができる（登録査定又は審査意見通知書を含む）。

24. 申請人は代理人に委任して積極型面接に参加しなければならないのか。

回答：

本方案を専利出願に適用する際は、出願時に代理人に委任して初めて本方案を申請することができるが、「經濟部智慧財産局専利案件面接作業要点」の規定では、積極型面接を実施する際申請人が代理人に面接出席を委任するかどうかについては制限がない。ただし、申請人と代理人が一緒に出席すると、本方案がより順調に進行する一助となる。

25. 本方案で規定されている「2年以内に国家イノベーション賞を受賞した企業」でいう2年とはどのように計算するのか。

回答：

国家イノベーション賞を受賞した日から本方案申請をした日までを計算する。

26. 本方案の中で「第三類企業は財団法人専利検索センターが発行する検索報告書を添付すること。当該検索報告書は申請案件の専利請求の範囲に充分に対応するものでなければならない。」とされているが、「当該検索報告書は申請案件の専利請求の範囲に充分に対応する」とはどういうことを指すのか。

回答：

申請案件の専利請求の範囲の全ての請求項について対比を行い、検索報告に全ての検索可能な請求項と引用文献に関する段落を記載して、両者に関連するコードを付与しなければならない。当該検索報告が申請案件の専利請求の範囲に充分に対応していない場合、本局は文書を発行してその理由を告知する。

27. 本方案の中で「面接資料の拒絶理由が、形式的瑕疵又は軽微なミスのみの場合、本局は電話による意思疎通を積極型面接の代わりとすることができる」とされているが、「形式的瑕疵又は軽微なミス」とは何を指すのか。

回答：

本方案が指す形式的瑕疵又は軽微なミスとは、例えば請求項が単一の文章になっていない場合（句点の欠如又は2つの句点の重複）であるが、この例に限るものではない。

28. 国家イノベーション賞を受賞した企業が外国で登記されている場合、台湾企業の名義を用いて本方案を申請することは可能か。

回答：

申請できない。申請人と受賞した企業が同一であって初めて本方案を申請することができる。例えば、国家イノベーション賞を受賞した甲社がケイマン諸島で登記されているなら、申請人は甲社（ケイマン諸島）として本方案を申請しなければならないが、この例には限らない。

**29. 第二類の受賞対象が企業ではない場合、どのような状況であれば「国家イノベーション賞を受賞した企業」に属すると認められ、本方案が適用できるのか。**

回答：

スタートアップ企業の専利出願を奨励し、革新力を有するスタートアップ企業が専利取得の可能性を迅速に確認し、専利権を獲得できるようにする目的の下、原則として、第二類の受賞対象が企業でない場合には本方案は適用されない。ただし、「国家発明創作賞」を受賞した専利の専利権者が企業である場合、当該企業が当該専利の受賞から2年以内に別途本局に専利出願していたときは、当該企業は当該専利出願の専利出願権者であるから、第二類企業として本方案を適用して申請することができる。例えば、「国家発明創作賞」の専利番号が I7XXXXX で、受賞時の発明者が自然人 A で、その専利権者が B 社であれば、B 社が後に専利出願する際に、本方案を適用することができる。